

令和6年3月議会 施政方針

令和6年第2回酒々井町議会定例会の開会にあたり、ご提案申し上げました議案の説明に先立ち、令和6年度の町政運営に関する私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いするものです。

はじめに

このたびの令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

未だ余震が続くなか、ボランティアの方々も現地に入り懸命な復旧作業が続いております。被災された皆さまが一日も早く、穏やかな日常を取り戻せますことを、衷心よりお祈り申し上げます。

当町におきましては、石川県珠洲市での避難所運営等について千葉県を通じて職員の派遣要請があり、県内の町村としては最も早く、1月19日から23日までの5日間、職員2名が珠洲市において避難所支援業務に従事し、その後も、2月18日から22日までの第15クールの一員として、職員1名が同じく避難所支援業務に従事したところであり、来月においても10日から14日まで、第22クールの一員として職員1名の派遣が既に決定しているところであります。

今後こうした被災地への職員派遣を含め、県などからの要請に応え、可能な限り被災地の支援を行ってまいります。

災害はいつどこで起きてもおかしくありません。当町においては、令和元年度の台風第15号及び第19号の大雨により、町内各地で長期間の停電や、倒木、がけ崩れなどが発生し、当時開設した避難所には多くの方々が避難されるなど、町民の生活は大きな影響を受けました。

いつどこで起きるかわからない災害を避けることは困難ですが、もし災害が起きたときに備えて事前に準備し、少しでも災害に強い町を目指すことは可能です。当町では、住民と行政が一体となって地域防災力の強化を図るため、令和6年度から「くらし安全協働課」を新設いたします。第6次酒々井町総合計画・前期基本計画の重点テーマの一つに掲げ、持続可能なまちづくりのためにも不可欠な「安全安心なまち」の実現を目指し、取組を進めてまいります。

国の経済情勢

さて、我が国の経済情勢を見ますと、3年以上に亘ったコロナ禍を乗り越え、主要企業の賃上げ率が30年ぶりの高水準となるなど、デフレからの脱却に向け、経済には前向きな動きが見られる一方で、輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に賃金の上昇が追いついておらず、依然として個人消費や設備投資は力強さを欠き、再びデフレに戻る可能性ということも懸念されております。

このような中、政府は、デフレ脱却のための一時的な措置として国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図るため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を策定し、その裏付けとなる令和5年度補正予算を編成し、必要な経済対策を講じたところです。

さらに国の令和6年度予算では、足元の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、医療・福祉分野における処遇改善やこども未来戦略に基づく少子化対策、激動する外交環境に対応するための安全保障、令和6年能登半島地震への対応など、重要な政策課題について必要な予算措置を講ずることとしています。

住民に最も身近な基礎自治体として、引き続き国の動向を注視してまいります。

令和6年度予算編成

さて、私が初めて町長に就任した翌年度の平成18年度は、国の三位一体改革により国庫支出金や地方交付税の減額が続き、大変厳しい財政状況の中でのスタートでしたが、それまで以上に人件費や物件費等の経常的経費の削減や効率化に努めることで、難局を乗り越えてまいりました。その後、平成19年度以降は、徐々に地方交付税が増額するとともに、国による経済対策等による補助金や交付金を最大限活用したことにより、財政健全化に好転の兆しが見え始めると、平成25年に開業し、その後第3期まで拡張が進んだ大型商業施設は、「しすい」という知名度の向上とともに、固定資産税及び法人町民税等の自主財源の増加という、うれしい影響を与えてくれました。

しかしながら、その一方で、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の自然増や、公共施設の老朽化対策等への経費増大に加え、定年延長の義務化に伴う人件費の増加など、全体として歳入を上回る歳出の増が今後懸念されるところであり、依然として厳しい財政運営が続く見込みであります。

こうした中、今後も安定した行政サービスを提供できる持続可能な財政運営を行っていくためには、歳入の確保に向けた創意工夫と、簡素にして効率的な行財政運営に努めることが必要であり、令和6年度予算編成にあたっては、財政の健全化並びに適正な行政水準の確保と、安定的な行政サービスの維持を目的として、財政運営の指針である「酒々井町財政健全化計画」に基づき、限られた一般財源の有効かつ効果的な活用を図るため、引き続き一般財源枠配分方式により予算編成を行ったところです。

令和6年度は、第6次総合計画・前期基本計画期間の折り返し、中間年度となります。基本計画期間の5年間で特に力を入れて推進すべきと位置づけた3つの重点テーマ「安全・安心」「郷土力」「将来の息吹」の実現を目指しながら、7つの政策分野ごとのまちづくりの基本目標の達成に向けて、限られた経営資源を有効に活用し、取組をさらに加速させてまいります。

令和6年度の主要施策

それでは、令和6年度に実施する主要施策について、第6次総合計画前期基本計画に掲げられた7つの基本目標に沿って、施策分野ごとにご説明いたします。

はじめに、健康・福祉・子育て施策の分野として、「誰もが健やかに暮らせる、支え合いのまちづくり」についてです。

令和6年1月1日現在の15歳未満人口は1,780人、町の将来を担う子供の数は全人口の一割にも届きません。

- ① 若い世代が安心して結婚・出産・子育てができるようにするための支援施策として、母子保健型利用者支援事業では、妊娠届出時に妊婦1人ひとりに向けて親子すこやかプランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまで、妊婦健診、乳幼児健診、マタニティ・ママパパクラス、訪問指導、心理発達相談などの事業を通して、切れ目のない支援を行っていきます。
- ② 安心して妊娠・出産を迎えられるよう、妊娠届け出時及び産後の面談を受けていただいた方に、出産子育て応援給付金を給付します。
- ③ 生後4か月頃の赤ちゃんと保護者に対し、ボランティアの方による読み聞かせとともに、初めての絵本をプレゼントする「ブックスタート」や、妊婦とその配偶者、生まれてくる赤ちゃんの生涯にわたる口腔の健康の維持・増進を図る「ママ・パパ歯科検診」、妊産婦が健診等で通院する際にその料金の一部を助成する「妊婦・乳児支援タクシー事業」の実施など、町独自の子育て支援施策を実施します。
- ④ 「産後ケア事業」として、お母さんの心身のケアや授乳指導、お子さんの発育や発達相談など、訪問、通所、宿泊による支援を行います。
- ⑤ 「子育て支援センター あいあい」において、妊娠期のご夫婦や子育て中の親子が気軽につどい、交流し、相談できる場を提供する「地域子育て支援拠点事業」、子育ての相互援助活動の連絡調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」、身

近な場所での教育・保育に関する相談等を行う「利用者支援事業」を実施し、保健センターとも連携を図りながら、充実した子育て支援を行っていきます。

⑥ 若い世代を中心に共働き志向が高まっています。保育事業では、保護者の経済的負担の軽減を図るため、3歳児以上の就学前の児童が利用する保育園等保育料を無償化するとともに、町立保育園の独自事業として、ネイティブによる英語指導や町の伝統文化等に接するプログラム、また基礎体力づくりのための体操教室を実施します。

⑦ 日中、就労等により保護者による監護を受けることのできない小学生を対象に、町内4ヶ所において、放課後の安全な居場所を提供するとともに、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ります。また、地域の方々に御協力いただきながら、様々な体験等をしたり、小学校の体育館などを活用し、体を使った遊びなどをする放課後子ども教室を開催します。

⑧ 経済的な理由により高等学校等に進学させることが困難な方に対して必要経費に充てるための奨学給付金を支給し、教育の機会均等を図ります。

令和6年1月1日現在の75歳以上人口は3,910人、全人口の約2割を占め、間もなくピークを迎えます。

⑨ 高齢者がいつまでも安心して地域で暮らせるよう外出しやすい環境づくりとして、要支援2又は要介護認定を受けている方が福祉タクシーを利用する場合の料金の一部を助成します。また、運転免許証を有していない満75歳以上の方等にタクシー利用助成券を交付するほか、運転免許証を自主返納された方で、自主返納時の年齢が70歳以上75歳未満の方に対し、タクシー利用助成券を交付します。

⑩ 高齢化率の高い地区に設けた交流拠点施設「げんき館」において、民間企業である指定管理者の自由な発想を活用し、より効果的、効率的に事業を展開し、高齢者と多世代の町民との交流促進や、町民一人ひとりのそれぞれのライフステージにあった健康づくりを通じて、いつまでも元気な暮らしを楽しむことができるよう支援してい

きます。

⑪ 介護予防事業では、地域で自主的に介護予防に取り組むサークルなどの活動を支援するため、希望するサークルなどに講師を派遣するとともに、地域での介護予防を広げるために、しすいハート体操の普及および介護予防グループのリーダー養成を実施します。また、介護保険の認定を受けていない60歳以上の方々を対象に、要介護状態への移行を予防することを目的とした「生きがいデイサービス事業」を行います。

⑫ 団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年に向けて、地域で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築が求められていることから、引き続き社会福祉法人鼎に在宅医療・介護連携や、認知症総合支援事業をはじめとする各種地域支援事業を委託し、在宅介護への支援体制強化を図ります。

⑬ 在宅で介護保険のサービスを受けていない重度の要介護認定者を介護しているご家族を対象に、その精神的・経済的負担の軽減を図るために、家族介護慰労金を支給します。

⑭ 88歳の方へ顕彰状の贈呈などを行う老人福祉大会や、80歳になっても健康で生き生きとした生活が送れるように、介護予防や生きがいづくり等を目的とした「80歳の青年式」を開催します。

⑮ 介護保険サービス事業所等の従業者を確保し、介護サービスの安定的な供給を図るため、介護職員初任者研修を終了し、町内の介護サービス事業所に就業する者に対し、受講に要する費用の一部を助成します。

⑯ 昨今、地域のつながりが希薄化するなかで、高齢者に限らず生活に不安のある方が、安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、社会福祉協議会、包括支援センターと連携するとともに、民生委員児童委員の活動を支援し、見守り活動の強化を図るなど、地域福祉の推進に努めます。

⑰ 保健センターは、昭和59年に整備されて約40年が経過しており、外壁の損傷や空調機の故障等施設の老朽化が顕著になっております。町民が安心して健康づくり

を行えるようにするためにも、省エネを考慮した大規模改修事業を、令和6年度から令和7年度の2か年にわたって行います。

⑱ 健康増進事業では、各種検診、健康教育、健康相談等の事業を行います。なお、特定年齢の方に対する乳がん、子宮頸がん、大腸がん、肝炎ウイルス検診及び40歳以上の方の歯科検診を町三師会の協力のもと無料で行います。

⑲ 町独自事業として、健康づくりのための「教室や運動への参加」「特定健診・がん検診の受診」などに対して、ポイントを付与し特典を交付する「健幸ポイント事業」を実施します。さらに、令和6年度から新たに、がん治療など、病気による外見の変化による心理的及び経済的負担を軽減するために、医療用ウィッグ等、医療用補助具を購入した方へ費用の助成する「酒々井町アピアランスケア支援事業」を行います。

次に、教育・文化施策の分野として、「人権と学びが尊重され、豊かな心と歴史・文化が香るまちづくり」についてです。

① 町の次代を担う子供たちのグローバルな育成を目的として、平成29年度からドイツ・ドルフエン市と生徒の相互交流派遣事業を実施してきましたが、近年は、コロナ禍の影響により実施できておりませんでした。令和6年度は5年ぶりに、酒々井中学校生徒をドイツへ派遣し、ホームステイや現地校での体験学習を通して英語力等のコミュニケーション能力を高めるなど、国際社会に対応できる人材の育成を目的とする国際交流派遣事業を、また、ドイツからの生徒を酒々井中学校で受け入れ、ともに活動することを通して、派遣事業と同様の効果を目的とする国際交流受入れ事業を再開します。

② 外国語教育では、小・中学校に1名ずつ配置しているALT（外国語指導助手）により、保育園で養われた英語力を小学校で途切れることなく中学校へつなげることで一貫した外国語教育を実施します。ネイティブな英語にふれることを通して、学習

意欲、異文化理解及びコミュニケーション能力の向上を図り、児童生徒の確かな学力を育みます。

③ 町立中学校の3年生全生徒及び町立小学校の6年生全児童を対象に、英語検定の検定料を助成する「パワーアップE」事業を継続して行います。

④ 町独自の事業として、特色ある教育活動を推進するための支援員を小・中学校に配置する「学習指導等専門支援員配置事業」やALT（外国語指導助手）のサポート及び外国人等への日本語指導を行うアドバイザーを小・中学校に派遣する「教育アドバイザー配置事業」、養護教諭が校外学習等で不在の時に学校へ出向き保健室の対応などを行う「学校保健支援教員配置事業」などを継続します。

⑤ 小・中学校の地域学習の一環として、「酒々井学」の学習プログラムを作成・実施し、子どもたちの酒々井町に対するふるさと意識を育みます。また、「酒々井学」を通じて、自ら考え、自ら判断する意識の醸成を図り、児童生徒等に主権者意識を育むための取組を推進します。

⑥ 保護者の経済的負担の軽減を図るため、町立小・中学校が実施している修学旅行に対する補助を継続して行います。

⑦ 町学校給食センターの老朽化に伴う今後のあり方については、「地方自治体における広域連携の推進」の一環として、富里市学校給食センターに調理等業務を委託することにより、児童生徒の減少に効果的に対応し、将来の安定した給食の提供につながるものと考えられ、かつ、財政的な合理性も見込まれることから、さらに検討を進めます。

⑧ 耐震性や老朽化により、使用を中止していた酒々井町体育館、酒々井小学校プールの解体撤去を実施します。工事は、児童の安全を考慮して、酒々井小学校の夏休み期間を中心に行います。

⑨ 学校教育支援促進事業として、各小中学校に設置した「地域ルーム」にコーディネーターを配置して、引き続き地域と学校が連携・協働する体制を構築し、子ども達

の学びや成長を支える取組を推進します。

⑩ 中学生の学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る目的で設置された「地域未来塾」では、教職経験者や地域住民の方々の協力を得て、学習支援を継続します。また、小学3年生から6年生を対象として、確かな学力の定着を目的に、休業日である土曜日に子どもたちが進んで学習や活動に取り組むための支援を行います。

⑪ 小学6年生を対象に、日本有数の星空などの観光資源や美しい自然環境の中での体験学習ができる「北海道陸別町」において、児童交流事業を実施します。

⑫ 国史跡本佐倉城跡保存整備事業では、史跡の保存整備のため、城山郭等の危険木・障害木の一部伐採を継続して行います。また、案内所を中心に行っている史跡の周知普及では、案内所等で配布するパンフレットの増刷を行うほか、佐倉市と共催での城跡見学会の開催や役場庁舎における調査概要展示や公民館での通史展示を継続して行います。

⑬ 令和元年10月に国史跡となった、約3万4千年前の人類生活痕跡であり日本最大級の環状ブロック群を有する「墨古沢遺跡」については、これまでに策定が行われた「保存活用計画」「整備基本計画」を基に、今後の保存・整備・利活用に向けた保存整備事業を進めていきます。

⑭ 「墨古沢遺跡」の整備・活用の方法を具体的に検討するための整備活用委員会を継続して開催するほか、史跡の活用を推進するため、史跡隣接地の公有地化を行います。また、周知・普及事業として、墨古沢遺跡を知り、これからの整備・活用を考えていくための、国史跡指定5周年記念講演会やワークショップを開催するほか、引き続きコミュニティプラザで展示会を実施します。

⑮ 歴史・文化事業では、酒々井町民話絵本を通じて、町の魅力である歴史と文化を発信し、郷土愛や地域への誇りを育みます。

⑯ 令和5年度に策定した「酒々井町歴史的建造物利活用計画」を基に、歴史的景観の良好な形成と空き家化の防止を図るとともに、歴史的風致としての町家、農家など

を地域活性化に資するよう、古民家の再生や利活用に取り組みます。

次に、生活安全施策の分野として、「豊かな日常を守る、安全安心なまちづくり」への対応です。

- ① 消防・防災事業では、感染症対策を講じた避難所運営や防災体制確立のための防災訓練を実施します。
- ② 町民や町内に結成されている自主防災組織に対して、自助・共助の推進を図るため、防災資機材の購入に際し支援を行うとともに「ぼうさい出前講座」を実施します。
- ③ 地域での災害活動で重要な役割を担う消防団に配備している小型動力ポンプ付積載車を更新します。
- ④ 災害から身を守るうえで支援の必要な高齢者や障がいのある方、妊産婦などについて、酒々井町避難行動要支援者名簿への登録を促し、地域での共助による避難支援体制の整備を図ります。
- ⑤ 交通安全・防犯対策では、自治会や防犯ボランティア団体による防犯パトロール等の活動拠点である駅前交流センター及び警察官OBを配置した「防犯ボックス」の運営管理を行い、自治会及び防犯ボランティア団体との合同防犯パトロールや見守り、街頭監視を実施するとともに、自治会等が設置する防犯カメラの支援を行い、地域防犯力の向上と女性や子どもをはじめ、住民が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

次に、環境共生施策の分野として、「自然と共存し、環境に負荷をかけないまちづくり」への対応です。

- ① 環境保全対策として、町内河川7箇所の水質検査を継続して実施するほか、町不

法投棄監視員の皆様と協力しながら、町内の不法投棄のパトロールと回収を行い、不当な残土やごみの不法投棄の未然防止に努めます。

② 地球温暖化対策として、脱炭素化に向けて2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、令和4年度策定の「酒々井町地球温暖化対策実行計画」の重点施策の検討を行いながら、一般家庭向けの補助金交付事業として、電気自動車及び充放電システム（V2Hシステム）購入補助金、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池システムの設置補助金等の交付を継続して行います。

また、公共施設では、保健センターの大規模改修事業に併せ、令和6年度に断熱工事、令和7年度に太陽光発電設備の設置を行います。

③ 資源循環として、資源回収協力団体及び事業者の協力に対して奨励金、報償金を交付し、町内から排出される一般廃棄物、事業系廃棄物の減量化を進めます。

④ 生活衛生として、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術を実施する地域猫活動団体に対する補助金交付事業を継続し、地域猫の発生抑止とトラブルの未然防止に努めます。

次に、都市基盤施策の分野として、「便利で快適な、歩いて暮らせるまちづくり」への対応です。

① 木造戸建て住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の補助を、また、雨水の流出抑制や生活環境の向上を図るため、住宅リフォーム工事費用の補助を、それぞれ引き続き行うとともに、高齢者や障害者など避難弱者が木造住宅に耐震シェルター並びに耐震ベッドの設置や地震による家具の転倒等の被害から身体の安全を確保するため、家具転倒防止等の器具の購入又は取り付けを行う場合に補助を行います。

- ② 狭あい道路の拡幅整備のため、幅員4m未満の町道に接する後退用地や隅切り用地を町に寄付していただく際、町で測量・登記及び拡幅整備を行います。
- ③ 地震発生時におけるコンクリートブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の撤去に係る費用の一部に対し、補助を行います。
- ④ 宅地耐震化推進事業として、地震時の宅地の安全確保、災害防止を推進するため、大規模盛土造成地に対して、第二次スクリーニング（地質調査や安定計算）の継続調査を実施します。
- ⑤ 空き家等の利活用の促進や地域住民の生活環境を保全するため策定した空き家等対策計画の見直しを実施します。
- ⑥ 町道の整備及び維持管理では、通学路等の安全確保利便性の向上を目的とした改良工事、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の補修設計や点検業務を行うなど、国の交付金を有効に活用しながら順次実施するほか、京成酒々井駅、JR酒々井駅及びJR南酒々井駅前の自転車等駐車場の管理を行います。
- ⑦ 中川流域の適切な水害対策として、中川調節池の整備を推進します。

次に、産業・経済施策の分野として「活力と魅力にあふれ、にぎわいのあるまちづくり」への対応です。

- ① 農業振興施策では、引き続きイノシシ等の有害鳥獣被害防止対策に取り組むとともに、農業・農村の有する水源の涵養・自然環境の保全等の多面的機能の発揮のため、農用地・水路・農道等の地域資源の保全管理を行う地域団体に対して多面的機能支払交付金を交付します。
- ② 森林整備等への必要な財源として国より町に譲与される森林環境譲与税について、今後の森林整備に向け森林の状況調査を実施します。また、引き続き基金への積み立てを行うとともに、基金の有効的な活用についても検討します。

③ 商業・工業の振興施策では、酒々井町企業立地促進条例に基づく新規立地奨励金制度、雇用促進奨励金制度を活用し、墨工業団地に進出意向のある企業に対して早期進出へ向けた働きかけを行います。

④ 酒々井プレミアム・アウトレットに隣接する「まるごとしすい」は、中小企業や小規模事業者の経営基盤強化を図るため、特産品開発や販路の支援、商品の展示、販売等の支援を行うとともに、町内へ広く誘客を図るための観光案内所機能を併設した施設として、町直営による管理運営をしてきましたが、民間経営のノウハウや自由な発想を活用し、より効果的、効率的に管理経費の節減や来館者へのサービス向上を図るために、令和6年度より指定管理者による管理運営を行います。

⑤ 酒々井インターチェンジ周辺の土地利用については、市街化調整区域におけるインターチェンジを活かしたまちづくりとして産業系の土地利用を図るとともに、富里市・八街市・酒々井町の2市1町で構成する「酒々井インター周辺活性化協議会」によるインターチェンジを活用した地域振興など、多様なまちづくりの観点からインターチェンジの効果を十分発揮できるよう検討します。

⑥ 観光事業では、酒々井プレミアム・アウトレット、本佐倉城跡、酒の井の碑及びしすい・ハーブガーデン等の観光スポットをSNSや地域情報誌を活用して情報発信していくとともに、観光地としての魅力アップに努めます。

また、町民の皆様の郷土への愛着や誇りを更に高めるとともに、町のイメージ向上とブランド形成を図るべく、戦国大名千葉氏のかつての居城「本佐倉城」の城下で行われていた祭礼を復活再現させた「酒々井・千葉氏まつり」を開催します。

⑦ 酒々井プレミアム・アウトレットの集客効果を活かすため、町の観光物産等を展示紹介する情報発信コーナーを設置するとともに、不定期イベントを開催して、町のイメージアップと街中への誘客を図ります。

⑧ 雇用・創業支援事業として、千葉県ジョブサポートセンターや近隣自治体との共催で就労支援セミナー・就労相談会を開催します。

⑨ 新規創業事業者に、町商工会・金融機関等と連携して創業支援補助金を交付し、事業者が進出しやすい環境の整備を行います。

最後に、地域生活・行財政施策の分野として「多様な主体との連携により、地域の力で紡ぎだすまちづくり」への対応です。

① 当町は、本年4月1日に町制施行135周年を迎えます。この節目の年に、これまでまちづくりにご協力をいただいた皆様に感謝を申し上げ、町民の皆様と共に135周年をお祝いするため、町制施行記念式典を開催します。

② 町民参加・協働施策では、地域住民が主体となって実施する都市公園等の環境美化活動等への支援や生活環境整備工事に必要な資材等の支給を行います。

③ 住民によるまちづくりを推進するため、地域住民の活動拠点となる酒々井町地域活動拠点施設「下宿ベース」を活用し、地域活動や町民参加意識に応えるとともに、地域の特色を活かした住民活動を支援します。

④ 住みよいまちづくりのために大きな役割を担う町税の賦課徴収事業では、各種課税客体の調査等による正確で適正な課税と、滞納処分等による公平で公正な税負担を目指します。また、納税しやすい環境を充実するため、地方税統一QRコードの活用やスマホ収納サービスを行います。

結びに

以上、町政に対する所信の一端と令和6年度の主要施策を申し上げます。

昨年12月、県内で最も小さな浦安市の行政面積が16.98㎢から18.79㎢に変更されるというニュースがありましたが、当町はその浦安市をわずか0.22㎢ほど上回る、県内で2番目に小さな面積の自治体です。このコンパクトな町の中に、緑豊かな自然環境と併せて、「墨古沢遺跡」「本佐倉城跡」という二つの国史跡をはじめ、先人より受け継がれてきた歴史的な文化資産が数多くありますが、「歴史のまち」を謳いながら、これまでその活用が必ずしも十分とは言えませんでした。

いま観光の分野においては、その地域ならではの自然や文化、歴史などの地域資源に、観光客が直接に触れて体験することを重視する、いわゆる「着地型観光」の動きが全国各地で広まっています。当町においては、令和6年度から始動する「文化観光課」を中心として、住民と行政が一体となって、地域で眠っていた魅力を掘り起こし、その魅力に磨きをかけて町の価値を高め、さらに広く情報発信していくことで、町なかに人を呼び込み、その方がリピーターとなり、また新たな発信者になってもらう、こういった着地型・持続可能型の観光を目指して参りたいと考えております。

ご承知のとおり、酒々井町は、明治22年の町制施行により町として誕生してから一度も合併することなく独立独歩の道を歩み続け、本年4月には節目となる135周年を迎えます。

太古から続く広域結節点としての地理的環境を礎に、4つの鉄道駅や高速道路インターチェンジなど、先人たちの叡智と努力により優れた交通網と都市基盤が備えられ、こうした町の地域特性を拠り所として、明治22年に誕生して以来、人々がこの町に集い、交流をし、そしてその積み重ねにより現在の「日本で一番歴史の古い町」となっています。この歴史を次代へとつなぎ、さらに積み上げていくために、「交流のまち」に磨きをかけ、人口減少社会にあっても町民一人ひとりの幸福感が増していく、

活力と賑わいのある持続可能なまちづくりを、町民の皆さまと力を合わせて、着実に進めてまいります。

「100年安心して住めるまちづくり」を目指し、これからも町民の皆さまがこの町に住んで良かったと幸福感を感じられるまちづくりに、「すべては町民のために」全身全霊で取り組んでまいります。

町民の皆さま、そして町議会議員各位には、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます、令和6年度を迎えるにあたっての私の施政方針といたします。